

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する指導監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を目的として、法令等に基づく適正な事業実施のため、「指導」、「監査」について適時・適正かつ効果的に行うことが求められている。

こうした中で、昨年4月には、改正介護保険法が施行され介護報酬の改定、各サービスの指定基準等の改正により、都道府県、市町村における指定事務等の変更等が行われたほか、新たな介護サービスの創設やサービス付き高齢者向け住宅併設事業所の増加など、介護サービス事業者に対する指導監督の重要性は一段と大きなものとなっている。

これらを踏まえ、各自治体におかれでは必要な体制整備とともに、下記事項に留意の上、適切な指導監督にあたっていただくようお願いする。

(1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日付老健局長通知)に基づき、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」とを明確に区分しているところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(2) 不正事案等に対する厳正な対応

介護サービス事業者による介護報酬の不正請求や運営基準違反等により、毎年度、指定取消、指定の効力の全部又は一部停止等の処分が一定数行われている。このような運営基準違反や介護報酬の不正請求等は、利用者に不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、引き続き、通報・苦情等により、そうした不正や不正が疑われる情報があった場合には、必要に応じて監査を実施していただ

くとともに、不正が確認された場合には、厳正な対応をお願いする。

なお、利用者保護の観点から、事業者に対して指定取消等の処分を行った場合、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、当該事業者に対して受け入れ事業者の確保等を図るよう指導するとともに、関係自治体や関係居宅介護支援事業所等とも連携するよう留意されたい。

(3) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務の標準化については、これまで厚生労働省としては、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したり、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等の取組を行ってきたところである。

しかしながら、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成22年11月30日）においても、「一部の自治体において、必ずしも実地指導や監査が十分な効果を上げていなかつたり、自治体間で指導内容に不整合があつたりする」との指摘をされたところであり、引き続き、平成25年度においても、各自治体との意見交換等を行いつつ、標準化に向けた取組を行うこととしているので、ご協力を願いたい。

○ 介護保険指導監督中堅職員研修の開催

指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」については、平成25年度も以下のとおり引き続き実施することとしているので、関係職員の積極的な参加にご配意願いたい。

平成25年度 介護保険指導監督中堅職員研修

○日 程 第1回 平成25年10月 2日（水）～ 4日（金）

第2回 平成25年10月23日（水）～25日（金）

○会 場 国立保健医療科学院

○対象者 各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において、

指導監督、業務管理体制の監督業務に従事している指導的立場にある職員

第1回 都道府県職員（出先機関含む）

第2回 指定都市・中核市職員

※ 研修カリキュラム等の詳細については別途連絡予定

（4）指導監督の実施における留意点について

ア 認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により多数の入所者が死傷するという痛ましい事故が発生したことに伴い、「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（平成25年2月9日付高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡）及び「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（平成25年2月12日付振興課・老人保健課連名事務連絡）を発出し、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう周知・徹底をお願いしたところである。

これらの事務連絡を踏まえ、特に、消防法施行令（昭和36年政令37号）において、スプリンクラー設備の設置が規定されていない275m²未満の認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所については、関係部局及び関係機関とも連携しながら、早期の実地指導を計画するなど配意願いたい。

なお、防火安全対策においては、平時からの地域との連携が重要となることから、運営推進会議の開催状況や地域住民等との交流・連携について積極的に取り組まれていない事業所に対しては、適切な助言を行うようお願いする。

イ 重点的かつ効率的な指導のための指導計画策定

指導監督の実施においては重点的かつ効率的な指導を行うため、その年度ごとに重点指導事項、指導対象選定方針等を検討し、それを反映した指導計画の策定に努

めていただく必要がある。

計画策定においては、最近の処分事例等を参考とすることも有用であり、下記に全国的な事例を示すので、各自治体におかれではこれらについて留意の上、指導計画を策定いただきたい。

○最近の行政処分において複数の自治体において同様の不正内容により処分されている事例

① 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する事業所での処分事例

高齢者向け住宅の入居者に対するサービス提供を主とした訪問介護事業所において、訪問介護員が住宅管理職員等と兼務し、住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求。

② 不適切な運営を行う居宅介護支援事業所

居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど不適切であるにも関わらず減額せずに報酬を不正に請求。

③ 施設職員における虐待行為

職員が入所者に対し身体的・心理的虐待、介護放棄を行った。また、当該施設においては施設内職員に対する研修など虐待防止の取組が行われていなかった。

ウ 集団指導等の実施

集団指導は、事業者が適正なサービス提供を行うために必要な情報伝達の場であることから、引き続き遵守すべき制度の内容等の周知徹底に努めるほか、

① 実地指導や監査において指摘の多かった事項

② 行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因等

について分析を行い、注意喚起を図るなど、不正事案等の発生の未然防止に資するよう、その内容や実施方法について工夫されたい。

また、昨年4月の制度改革を踏まえ、管内の介護サービス事業者等に対する制度

の周知徹底が図られるよう集団指導はもとより、手引き等の作成などによる新規指定・指定更新時での周知などにも取り組まれたい。

エ 実地指導の実施及び介護サービス事業者の事務負担の軽減

よりよいケアの実現のためには事業者自身の取組が重要であり、そのような取組を支援する効果的な指導を行うためには、行政と事業者の信頼関係が構築されていくことが必要である。特に昨年4月に、様々な制度改正が行われたことから、指導の際には、その根拠等についてより一層の懇切丁寧な説明に留意いただきたい。また、効果的な取組を行っている事業所を積極的に評価し、他の事業所へ広げるなど、サービスの質の向上に向けた指導の方法について工夫されたい。

一方、事業者の理解不足等による不適切な介護報酬請求も長期にわたった場合には影響額も大きくなることから、不適切な報酬請求の防止、早期の改善に資するよう、計画的な実地指導の実施をお願いするとともに、適切な報酬請求が行われるための指導についても、引き続きお願いする。

介護サービス事業者に対する実地指導については、実地指導マニュアルで示している行動・心理症状のある利用者のリスト、各種加算等自己点検シートの点検結果以外の資料の作成は求めないなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図っているところである。

引き続き、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用するなど、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図られたい。

オ 関係自治体等との連携

介護サービス事業所の指定は都道府県が行い、保険給付は市町村が行っている。また、地域密着型サービスにおいて、複数の市町村が同一の事業所を指定しているなど、一の介護サービス事業所には複数の自治体が関係を有している。このようなことから、関係する自治体が不正事案等に対して適切に対応するため、必要に応じて実地指導や監査を合同で行ったり、その結果や行政処分等の情報共有を図るなど十分な連携を図られたい。

さらに、不正等を行った介護サービス事業所が介護サービス以外の保健福祉サー